この結果の概要(概数値)は、農林水産省が平成 30 年 11 月 1 日現在で実施した「2018 年 漁業センサス」のうち、海面漁業調査の漁業経営体調査(千葉県分)について、主要項目の集計結果をまとめたものである。

Ι 調査の概要

1 調査の目的

2018 年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査体系等

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在 する海面漁業経営体	農林水産省 都道 市区 市区 統計調査員 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、 面接調査も可能。)
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		郵送調査又は オンライン調査
内 水 面漁業調査	内水面漁業経営体 調査	内水面漁業経営体	農林水産省 地方組織 (統計調査 員) 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面接 調査も可能。また、郵 送により配布し、回収 を郵送又は職員が行 うことも可能。)
	内水面漁業地域調 查	内水面漁業協同組合		郵送調査又は オンライン調査
流通加工調 査	魚市場調査	魚市場		
	冷凍・冷蔵、水産加 工場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産 加工場		調査員調査又は オンライン調査

3 用語等の解説

海面漁業

海面において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

過去1年間

平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

個人経営体

団体経営体

会社

漁業協同組合

漁業生産組合

共同経営

その他

経営体階層

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人で漁業を営んだものをいう。

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

水協法に基づき設立された漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)をいう。

なお、内水面組合(水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。)は除 く。)

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

- (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類) が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当 該階層に区分。
- (4) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。)。

漁業層

沿岸漁業層

以下の各層をいう。

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海 面養殖の各階層を合わせたものをいう。 海面養殖層

中小漁業層

大規模漁業層

海面養殖の階層をいう。

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類(54種類。具体的には16~19ページの表頭項目のとおり。)をいう。

営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

漁獲物・収獲物の販 売金額 過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額(消費税を含む。)をいう。

過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。

漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をい

漁協以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場

卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。

レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。

消費者に直接販売している場合をいう。

出荷先

漁業協同組合の 市場又は荷さばう。

き所

漁業協同組合以 外の卸売市場

流通業者・加工業

者

小売業者・生協 外食産業

消費者に直接販 売

> 自営の水産物 直売所

> その他の水産物直売所

他の方法

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。

スーパー (量販店を含む。)、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。

共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。

移動販売(行商)等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受

注し、販売している場合をいう。

合をいう。

その他

上記以外のものをいう。

漁業従事世帯員

個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。

漁業従事役員

団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理 を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても 役員等でない場合は責任のある者に含めない。

責任のある者

個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに 団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても 役員等でない場合は責任のある者に含めない。

経営主

漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。

3

経営方針の決定 個人経営 参画者(経営主を者をいう。

個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した者をいう。

除く)

漁ろう長

団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、 漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。

船長

団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に定める資格を有している者をいう。

機関長

団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。

養殖場長

団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。

その他

団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長(コック長)など各部門における責任者をいう(役職にはついていない役員も含む。)。

陸上作業において責任のある者

管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。

漁業就業者

個人経営体の自 家漁業のみ 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び 雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否か は問わない。)。

漁業従事役員漁業雇われ

「漁業従事役員」(3ページ) に同じ。

漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは 問わない。)。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

海上作業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているもの に限定している(重複計上を回避するため。)。

無動力漁船 船外機付漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを 設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁 船とした。

漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労(漁場での水産動植物の採捕に係る作業)、船上加工等の海上における全ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。)。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船 の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に 魚が入るのを見張ること。)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての 作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。)。
- オ養殖業では、次の作業をいう。
 - (ア) 海上養殖施設での養殖
 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
 - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の 海上において行う全ての作業
 - (イ) 陸上養殖施設での養殖
 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)での全ての作業
 - b 養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
 - e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼 業分類

専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

自家漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主 になる予定の者をいう。

4 調査項目の主要変更点

- ア 前回調査(2013年)まで、個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて、年齢階層や海上作業従事日数等を把握してきたが、今回調査では、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業において責任のある者(役員等)及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者についても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。
- イ 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に 関わっているかどうかを新たに把握した。
- ウ 前回調査(2013年)まで、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が1・2位の漁業種類 を把握してきたが、今回調査では1~3位まで把握した。
- エ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先について、外食産業を追加するとともに、消費者 への直接販売の状況を詳細に把握するため、消費者に直接販売のうち、自営の水産物直売所、 その他の水産物直売所、他の方法を追加した。